

徳島市障害者計画及び
徳島市障害福祉計画(案)

(概要版)

1 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画（案）について

1 計画策定の背景・目的

本市では、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念として、平成30年3月に「徳島市障害者計画」を、令和3年3月に「徳島市障害福祉計画（第6期）」をそれぞれ策定し、様々な施策を展開してきました。

この間、国においては、令和3年6月の「障害者差別解消法」の改正により、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化等を図るとともに、令和4年12月の「障害者総合支援法」等の改正により、障害者等の地域生活の支援体制の充実を図ることとされました。

また、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が制定され、障害者基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

こうした障害者を取り巻く環境の変化の中で、このたび、両計画の見直し時期をともに迎えたことから、前計画策定後の国の障害者施策の動向の変化、障害者のニーズの変化等を踏まえるとともに、「徳島市総合計画 2021」における市政運営の中で、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく安心して暮らせる共生社会の実現」を基本理念として、新たな「徳島市障害者計画」及び「徳島市障害福祉計画（第7期）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、徳島市における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的事項を定めるものであり、障害者施策のマスタープラン（基本計画）としての機能を果たすものです。

一方「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、徳島市における障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるよう定めるものであり、「障害者計画」の中の生活支援における障害福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられるものです。

なお、本市においては、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するための「障害児福祉計画」を「障害福祉計画」と一体のものとして策定することとしています。

3 計画の期間

「障害者計画」と「障害福祉計画」の一体性を確保し、整合性を図るため、新たな「障害者計画」は令和6年度から令和11年度までの6か年計画、「障害福祉計画（第7期）」は令和6年度から令和8年度までの3か年計画とします。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、広く意見を聴くため、学識経験者、障害者団体、福祉関係者、障害当事者及び公募市民等からなる「徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議」を設置するとともに、「徳島市障害者自立支援協議会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。また、庁内策定体制として、「徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会」を設置し、計画に盛り込む施策、サービス見込量等について検討を行いました。

5 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市の関係各課において相互に連携・協力を図るとともに、県をはじめとした関係行政機関や民間事業者及び障害者団体等とも連携し、それぞれの役割分担と協力のもとに計画を推進します。

また、PDCAサイクルに沿って、目標の達成状況を毎年度、点検・分析するとともに、「徳島市障害者自立支援協議会」において中間評価を行います。

その結果、目標値と実績値にかい離がある場合には、改善のため、問題点や課題の検討を行います。

また、計画に大きな修正や変更が必要と認められる場合には、計画期間の中間年を目安として見直しを行うなど、継続的に改善を図りながら推進します。

6 障害者の現状

(1) 身体障害者の現状

令和5年度の身体障害者手帳の所持者数は9,288人で、平成30年度からの5年間で562人(5.7%)減少しており、減少傾向となっています。

障害の等級別にみると、1級と2級をあわせた重度が半数近くを占めています。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

（単位：人）

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	指数(%)
1級	2,953	2,968	2,992	3,027	2,991	2,958	100
2級	1,804	1,792	1,790	1,760	1,731	1,677	93
3級	1,633	1,608	1,571	1,531	1,487	1,476	90
4級	2,232	2,215	2,218	2,222	2,137	2,071	93
5級	564	570	548	534	536	500	89
6級	664	639	632	629	625	606	91
合計	9,850	9,792	9,751	9,703	9,507	9,288	94

- (注) 1 各年度4月1日現在
2 指数は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値

(2) 知的障害者の現状

令和5年度の療育手帳の所持者数は2,770人で、平成30年度からの5年間で305人(12.4%)増加しています。

障害の程度別にみると、A(重度)とB(中軽度)ともに人数は増加傾向にあり、特にB(中軽度)は平成30年度からの5年間で268人(19.1%)増加しています。

■療育手帳所持者数（程度別）の推移

（単位：人）

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	指数(%)
A(重度)	1,061	1,044	1,052	1,061	1,075	1,098	103
B(中軽度)	1,404	1,388	1,461	1,527	1,601	1,672	119
合計	2,465	2,432	2,513	2,588	2,676	2,770	112

- (注) 1 各年度4月1日現在
2 指数は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値

(3) 精神障害者の現状

令和5年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は2,611人で、平成30年度からの5年間で657人(33.6%)増加しています。

障害の等級別にみると、3級(軽度)の増加率が高いものとなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

（単位：人）

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	指数(%)
1級(重度)	283	271	256	242	237	252	89
2級(中度)	965	1,000	1,059	1,084	1,180	1,251	130
3級(軽度)	706	830	916	955	1,021	1,108	157
合計	1,954	2,101	2,231	2,281	2,438	2,611	134

- (注) 1 各年度4月1日現在
2 指数は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値

7 基本理念

誰もが「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく安心して暮らせる共生社会の実現」を目指します。

8 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定し、障害者施策を推進します。

基本目標1 障害者の社会参加の促進

障害者の社会活動への参加意欲を高めるため、参加手段を確保するとともに、スポーツ大会や文化活動等への支援を行います。

また、障害者が必要とする情報を十分に取得・利用できるよう、ICT機器の利活用を支援する体制を整備するとともに、意思疎通支援者の養成や派遣を実施し、障害者の情報格差を解消するための取組を促進します。

基本目標2 障害者の福祉に関する相談機能の充実

障害者が自らサービスを選択し、生活環境を構築しやすくするために、総合的な相談機能の充実、障害者への差別の解消や虐待防止、権利擁護の推進を図るとともに、各種社会福祉サービスを着実に進めていきます。

基本目標3 障害者の就労・生活の支援

障害者がその希望や特性に応じて働く機会や場を選択できるよう、地域における雇用と福祉の関係機関が連携し、就労に向けた支援から就職後の定着支援までの包括的な就労支援体制を整備するとともに、生産活動及び創作的活動の機会の提供により、障害者の経済的な安定を図りながら社会との交流ができる場所を提供します。

基本目標4 障害者が暮らしやすい環境づくり

障害者の身体機能や生活方法に適した住まいの確保、バリアフリーに対応した暮らしやすい住まいの普及・改善を推進するとともに、グループホーム・福祉ホームの利用推進を図ります。

また、地域での見守り体制の構築、きめ細やかな防災・防犯対策の推進など、ハード・ソフト両面の対策を行い、地域社会の全ての人々が障害者に対する正しい理解と認識を深められるよう、啓発・広報活動等に取り組みます。

9 障害者計画施策体系

基本目標	施策区分	施策
1 障害者の社会参加の促進	1-1 社会参加の促進	(1) 参加手段の確保と参加機会の拡大 (2) ボランティア活動の推進 (3) 生涯学習の推進
	1-2 スポーツ・文化芸術活動等の振興	(1) スポーツ・レクリエーションの振興 (2) 芸術・文化・余暇活動の振興
	1-3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) 行政情報のアクセシビリティの向上 (2) 意思疎通支援の充実 (3) 情報提供の充実
	1-4 障害者団体等への支援	(1) 障害者団体等の活動基盤に対する支援
2 障害者の福祉に関する相談機能の充実	2-1 相談機能の充実	(1) 相談支援事業の充実
	2-2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 障害を理由とする差別の解消の推進 (2) 権利擁護の推進 (3) 虐待の防止 (4) 合理的配慮の提供
	2-3 障害児支援の推進	(1) 障害の早期発見・早期療育の充実 (2) 障害児保育の充実 (3) 特別支援教育の充実 (4) ライフステージに応じた相談支援体制の整備
3 障害者の就労・生活の支援	3-1 福祉的就労の支援	(1) 福祉的就労の底上げ (2) 障害者就労施設等からの優先調達の推進
	3-2 就労への支援	(1) 一般就労の拡大 (2) 雇用・就労の支援 (3) 生業の援助
	3-3 障害福祉サービス等の充実	(1) 訪問系サービスの充実 (2) 日中活動系サービスの充実 (3) 生活支援の推進 (4) 適切な施設サービスの推進 (5) 福祉用具の普及促進と利用支援
	3-4 経済的負担の軽減	(1) 医療費負担の軽減 (2) 手当・年金の給付
4 障害者が暮らしやすい環境づくり	4-1 住居の確保・改善への支援	(1) 住居の確保・改善 (2) 居住支援サービスの充実
	4-2 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進	(1) 住宅・建築物等のバリアフリー化の推進 (2) 歩行空間のバリアフリー化の推進
	4-3 安全・安心の確保	(1) 防災、防犯対策の推進 (2) 見守りネットワークの充実 (3) 外出時の安全確保
	4-4 健康づくりの推進	(1) 障害の要因となる疾病等の予防 (2) 保健事業の推進

10 障害者施策の概要

基本目標1 障害者の社会参加の促進

1-1 社会参加の促進

障害者の社会参加のために妨げとなっている移動等の問題を緩和又は解消し、社会参加の促進を図ります。また、障害者の社会参加や障害者への支援を目的とした活動をはじめ、多様な分野におけるボランティア活動、NPO活動等の市民活動への参加や活動の活性化を促進します。

【主な取組内容】

移動支援事業の推進、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成、市バス無料乗車証等の交付、福祉タクシー利用券の交付、ボランティア・NPO等の活動支援

1-2 スポーツ・文化芸術活動等の振興

障害者の自立と社会参加を促進するためには、健康の維持や体力づくりが基本となるため、今後も継続して障害の特性を踏まえた多様なスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。また、障害者の芸術・文化・余暇活動の振興のため、活動や発表の場の拡大に努めます。

【主な取組内容】

障害者スポーツ・レクリエーションの振興、パラスポーツ大会の開催、活動・発表の場の拡大、余暇活動への支援

1-3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障害者が円滑に情報を取得・利用し、その意思を表示し、人と意思疎通を図ることができるようにするため、情報の利用におけるバリアフリー化を推進するとともに、必要な情報コミュニケーション支援体制の充実を図ります。また、障害者の生活の安定を確保するため、様々な障害者施策・諸手当制度・各種年金制度の周知を十分に行い、該当者の制度活用を促進します。

【主な取組内容】

様々な媒体の活用、障害に応じた情報提供の充実、新たな情報通信技術の活用方法の周知、意思疎通支援体制の充実、各種手当制度等の周知、税法上の優遇制度及び交通料金の割引制度等の周知

1-4 障害者団体等への支援

障害者の社会参加や就労を促進するため、障害者自らの主体性を尊重しつつ、自立と社会参加の役割を担う障害者団体の活動が活発に行われるよう、各種団体への支援と団体相互の交流活動を支援します。

【主な取組内容】

障害者団体の支援、障害者団体への業務委託等、自主グループ等の活動支援

基本目標 2 障害者の福祉に関する相談機能の充実

2-1 相談機能の充実

障害者やその家族が、身近なところで総合的な相談支援が受けられるとともに、障害者やその家族の生活実態に応じた障害福祉サービス等を提供するため、相談機能の充実を図ります。

【主な取組内容】

一般相談事業、計画相談支援・障害児相談支援、地域相談支援、ピアカウンセリングの実施、身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談支援、障害者自立支援協議会の機能充実、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場の設置、地域生活支援拠点等の整備、発達障害に関する相談支援体制の強化

2-2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障害者差別解消法に基づき、障害者に対する相談体制の整備や、障害を理由とする不当な差別的取扱の禁止、障害者に対する合理的配慮の提供に必要な支援を行います。また、知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な障害者の権利侵害の防止に向け、成年後見制度の利用促進に取り組むとともに、権利擁護体制の強化に向け、関連制度の周知を図ります。

あわせて、障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待対応窓口を設置し相談対応を行うとともに、障害者虐待を防止するため関係機関との連携体制を強化し、障害者虐待に関する広報・啓発活動を行います。

【主な取組内容】

相談・紛争防止の体制の整備、人権啓発・研修活動の推進、障害者差別解消支援地域協議会の体制強化、成年後見制度利用支援事業、権利擁護等支援事業、障害者虐待防止対策支援、職員研修の実施、市民に対する啓発・広報

2-3 障害児支援の推進

保健・医療・福祉の密接な連携のもとに、障害の早期発見、相談、指導、通園・通所、さらに教育へといった流れがスムーズに行われるよう、地域における早期療育の充実を図ります。また、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が自立と社会参加による充実した人生を送れるよう、就学の奨励や、特別支援学級等必要に応じた多様な学びの場の確保、教職員等の研修による指導力の向上を図ります。

【主な取組内容】

障害児通所支援の充実、医療的ケア児支援のための体制の整備、発達障害児支援体制の整備、保育施設における医療的ケア児の受け入れの充実、教職員研修の充実、教育・保育・保健・福祉の連携によるライフステージに応じた支援体制の整備

基本目標 3 障害者の就労・生活の支援

3-1 福祉的就労の支援

一般就労が困難な障害者の福祉的就労の場の充実を図るとともに、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識と能力の向上のための訓練等の支援の充実を図ります。また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの調達推進に取り組むことで福祉的就労の工賃向上に努めます。

【主な取組内容】

地域活動支援センター及び障害者地域共同作業所への支援、障害福祉サービスにおける就労継続支援、障害者就労施設による出店販売イベントの開催、物品等の優先調達の推進、受注機会の増大を図る支援措置の実施

3-2 就労への支援

関係機関等との連携を図りながら、企業等の障害者の就労に対する理解を深め、障害者の能力と適性に応じた就労の場を確保します。また、障害者の一般就労に必要な技術の習得や能力の向上を図り、就労への支援を行うとともに、障害者団体への業務委託等を推進し、障害者の雇用促進や雇用の場の確保に努めます。

【主な取組内容】

関係機関との連携による就労支援、障害者の雇用促進、障害福祉サービスにおける就労移行支援・就労定着支援

3-3 障害福祉サービス等の充実

障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な訪問系サービス及び日中活動系サービスに係る給付を行います。また、障害者が地域において自立し、安定した生活を送れるよう、緊急時・災害時の対応を含め、日常生活の維持・向上に必要な支援を行うとともに、補装具・日常生活用具等の給付を行うことで、日常生活を安心して過ごせるよう支援します。

【主な取組内容】

訪問系サービスの充実、日中活動系サービスの充実、日中一時支援事業の充実、短期入所の充実、緊急通報装置及び身体障害者福祉電話の貸与、施設入所支援、補装具・日常生活用具等の給付

3-4 経済的負担の軽減

自立支援医療や重度の障害者を対象とした重度心身障害者医療費助成制度などにより、医療費支出の経済的負担の軽減を図ります。また、特別児童扶養手当等の各種手当制度や障害基礎年金等の年金制度により、障害者の生活基盤の基本となる所得の保障に努めます。

【主な取組内容】

重度心身障害者医療費の助成、自立支援医療の給付、特別児童扶養手当の給付、障害児福祉手当・特別障害者手当の給付、障害基礎年金の給付

基本目標4 障害者が暮らしやすい環境づくり

4-1 住居の確保・改善への支援

障害者が地域で自立した生活を送れるよう、障害者の住まいの確保、バリアフリーに対応した暮らしやすい住まいの普及・改善を推進するとともに、施設等へ入所している障害者が、安心して地域生活へ移行できるよう、グループホーム・福祉ホーム等の利用を推進します。

【主な取組内容】

住宅改修・住宅改造の推進、市営住宅への優先入居、グループホーム・福祉ホーム等の利用促進

4-2 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進

ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するために、住宅・建築物のバリアフリー化を推進するとともに、障害者や高齢者の移動の連続性、円滑性を高めるため、歩行空間のバリアフリー化を推進します。

【主な取組内容】

市営住宅の整備、公共施設の整備、建築物等の整備、道路のバリアフリー化

4-3 安全・安心の確保

障害者を災害と犯罪から守るため、防災・防犯体制の整備を推進し、障害者の地域生活の安全・安心の確保を図るとともに、障害者が住み慣れた地域において安心した暮らしを続けられるための体制を整備します。

【主な取組内容】

避難行動要支援者支援事業、福祉避難所の体制整備、障害に応じた緊急通報システムの普及、災害時障害者支援事業、障害者見守りネットワークの充実、ヘルプカード・ヘルプマークの配布、「心のバリアフリー」の普及

4-4 健康づくりの推進

障害の要因となる疾病等の予防を図るため、母子保健の充実を図るとともに、母子保健法・健康増進法等を踏まえ、妊娠中から高齢期に至るまでの各種保健事業の推進を図ります。また、健康教育、健康相談等の保健事業を行うことにより、健康に関する正しい知識の普及、健康の増進、健康づくりのための意識の高揚を図るとともに、心身の機能が低下している人の機能の回復維持を図ります。

【主な取組内容】

訪問指導事業、予防接種の促進、母子健康手帳交付事業、母子訪問指導事業、からだや耳が不自由な人の胃がん・肺がん検診、国民健康保険事業、健康教育事業、健康手帳交付事業、健康相談事業

1.1 障害福祉計画（第7期）における基本方針

障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、障害者計画の基本理念及び基本課題を踏まえ、国の基本指針に基づき数値目標を設定し、計画的な整備を行うため、次の8点を基本方針とします。

(1) 訪問系サービスの充実

障害者が必要とする訪問系サービスが必要に応じて、計画的に提供されるよう、提供体制の確保を目指します。

(2) 日中活動系サービスの充実

利用を希望する障害者に、適切な介護、創作的活動、生産活動等の機会が提供されるよう、日中活動系サービスの提供体制の確保を目指します。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、令和2年度に整備した地域生活支援拠点等について、今後も事業を継続するとともに徳島市障害者自立支援協議会等で運営状況の検証、機能の充実等の検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(6) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、研修の実施及び啓発、相談機関及び医療機関並びに自助グループ等の当事者団体を活用した支援体制の整備を目指します。

(7) 相談支援体制の充実・強化

地域における相談支援体制の充実・強化を図ることを目的に、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置が努力義務とされたため、設置に向けた検討を行います。

(8) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実などのインクルージ

ョンの推進、重度心身障害児及び医療的ケア児等に対する支援体制の確保など、障害児及びその家族に対する地域支援体制を整備するため、保健、医療、福祉、教育等関係機関によるネットワークの構築を推進します。

「障害者総合支援法」(障害者・障害児)

